

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 2 年 7 月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 4 日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 37 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
港 湾 事 務 所	令和 2 年 7 月 10 日	木村委員	海老名委員
こ こ ろ の 医 療 セ ン タ ー	令和 2 年 7 月 10 日	木村委員	海老名委員
村 山 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和 2 年 7 月 14 日	小野委員	武田委員
村 山 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和 2 年 7 月 14 日	小野委員	武田委員
村 山 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和 2 年 7 月 14 日	小野委員	武田委員
村 山 総 合 支 庁 建 設 部	令和 2 年 7 月 14 日	小野委員	武田委員
中 央 病 院	令和 2 年 7 月 14 日	小野委員	武田委員
置 賜 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和 2 年 7 月 14 日	木村委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和 2 年 7 月 14 日	木村委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和 2 年 7 月 14 日	木村委員	海老名委員
置 賜 総 合 支 庁 建 設 部	令和 2 年 7 月 14 日	木村委員	海老名委員
庄 内 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和 2 年 7 月 16 日	小野委員	海老名委員
庄 内 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和 2 年 7 月 16 日	小野委員	海老名委員
庄 内 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和 2 年 7 月 16 日	小野委員	海老名委員
庄 内 総 合 支 庁 建 設 部	令和 2 年 7 月 16 日	小野委員	海老名委員
最 上 総 合 支 庁 総 務 企 画 部	令和 2 年 7 月 16 日	木村委員	武田委員
最 上 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部	令和 2 年 7 月 16 日	木村委員	武田委員
最 上 総 合 支 庁 産 業 経 済 部	令和 2 年 7 月 16 日	木村委員	武田委員
最 上 総 合 支 庁 建 設 部	令和 2 年 7 月 16 日	木村委員	武田委員
新 庄 病 院	令和 2 年 7 月 17 日	武田委員	—
河 北 病 院	令和 2 年 7 月 17 日	武田委員	—
企 業 局	令和 2 年 7 月 27 日	小野委員 木村委員	武田委員 海老名委員
病 院 事 業 局	令和 2 年 7 月 27 日	小野委員 木村委員	武田委員 海老名委員
市 町 村 課	令和 2 年 7 月 31 日	小野委員	武田委員
移 住 ・ 定 住 推 進 課	令和 2 年 7 月 31 日	小野委員	武田委員

国際人材活躍支援課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
消防救急課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
消費生活・地域安全課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
食品安全衛生課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
若者活躍・男女共同参画課	令和2年7月31日	小野委員	武田委員
環境企画課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
エネルギー政策推進課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
水大気環境課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
循環型社会推進課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
みどり自然課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
子育て支援課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員
子ども家庭課	令和2年7月31日	木村委員	海老名委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 村山総合支庁保健福祉環境部

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

- a 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 5件
合計22,794円

主な事例は以下のとおり

全自動デジタル印刷機の賃貸借

請求書受理日 令和元年5月9日

支払期限 令和元年6月7日

支払日 令和元年10月25日

支出額 2,916円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 6件 合計58,936円

主な事例は以下のとおり

全自動デジタル印刷機の賃貸借

請求書受理日 令和元年7月2日

支払期限 令和元年7月31日

支払日 令和元年10月25日

支出額 2,916円

ロ 置賜総合支庁保健福祉環境部

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認をした日から4箇月を超えてしていないもの 1件

生活保護法に基づく介護扶助実施に係る要介護状態等の審査判定委託業務

完了確認日 令和元年7月26日
請求書受理日 令和元年12月12日
支払日 令和元年12月17日
支出額 7,560円

ハ 庄内総合支庁建設部

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

a 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 9件 合計29,553,890円

主な事例は以下のとおり

道路占用料

調定すべき日 平成31年4月1日
調定日 令和元年8月5日
調定額 17,988,930円

b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 20件 合計559,090円

主な事例は以下のとおり

道路占用料

調定すべき日 平成31年4月1日
調定日 令和元年8月5日
調定額 93,230円

c 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 120件 合計170,300円

主な事例は以下のとおり

道路占用料

調定すべき日 平成31年4月1日
調定日 令和元年8月5日
調定額 9,180円

ニ 最上総合支庁総務企画部

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないものがある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 3件 合計61,488円

主な事例は以下のとおり

小包料金(令和2年3月分)

請求書受理日 令和2年4月3日
支払期限 令和2年4月17日
支払日 令和2年4月21日
支出額 31,108円

ホ 新庄病院

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

履行完了後すぐに請求書を受領していたにもかかわらず、その後請求書を紛失するなど事務処理が適切でなく、支払を履行の完了確認をした日から4箇月を超えてしていないもの 4件 合計987,984円

主な事例は以下のとおり

整形手術用器械貸借料

履行完了証明日	平成30年12月7日
再発行請求書受領日	令和元年6月20日
支払日	令和元年6月28日
支出額	273,240円

へ 消防救急課

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

(内容)

指定物品の購入について、公所長に権限が委任されていないにもかかわらず、予算を配当替し、公所長に執行させているもの 1件

品名	高所降下用救命装置
配当替金額	2,450,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 納入の通知が通知すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(置賜総合支庁建設部)

ロ 支出

- (イ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(消防救急課)
- (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了検査をした日から2箇月を超えてしていないものがある。(庄内総合支庁建設部)
- (ハ) 諸手当の決定が適切でないもので、5万円以上のものがある。(最上総合支庁総務企画部)
- (ニ) 検収の事務が適切でなく、所属で購入していない物品の請求に対して支払を行い、返納させたものがある。(村山総合支庁産業経済部)
- (ホ) 支出負担行為の確認において、財務会計システムの操作を誤ったことにより、支払期限内に支払をしていないものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

ハ 契約

- (イ) 入札に係る事務が適切でなく、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがある。(村山総合支庁産業経済部、最上総合支庁保健福祉環境部、最上総合支庁建設部)
- (ロ) 契約保証金額の変更手続が行われていないなど、保証金の徴収、免除及び還付等の手続が適切でないものがある。(村山総合支庁建設部、置賜総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁建設部)

ニ 債権

(イ) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行っていないものがある。(置賜総合支庁保健福祉環境部)

ホ 補助金

(イ) 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のものがある。(村山総合支庁保健福祉環境部)